

2.22 ルーマニア

2.22.1 概要

人口は約 1,941 万人（2019 年）、面積は約 23.8 万平方キロメートルで、本州とほぼ同じである²⁴⁶。

バルカン半島の北部に位置し、国土の中部以北はカルパチア山脈が連なる山岳地帯、南部はドナウ川の下流域にあたり、欧州最大のデルタであるドナウデルタが広がる。ドナウ川の北側に広がるワラキア平原は穀倉地帯であり、全耕地の約 6 割を占める。ドナウ川流域では穀物や油糧作物の他、園芸作物や果物の栽培、牧畜業、ワインの生産なども盛んに行われている。とうもろこし、小麦、ヒマワリの生産量は EU 域内でトップクラスである²⁴⁷。



1 経営体当たりの平均経営面積は 3.7ha（2016 年）である。小規模農家が多く、経営面積 5 ha 未満の農家が約 9 割を占める。国内総生産に占める農林水産業の比率は 4.3%（日本は 1.1%）である²⁴⁸。

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	ルーマニア		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	2,396	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	104	4.3	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からルーマニアへの輸出額が約 10 万 US ドルであるのに対し、ルーマニアから日本への輸入額は約 4 億 5,400 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目は調製食料品（その他）、アルコール飲料、木製装飾品であり、ルーマニアからの輸入上位品目は製造たばこ、製材、木製建具及び建築用木工品である。

²⁴⁶ 外務省「ルーマニア（Romania）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/romania/data.html>

²⁴⁷ 農林水産省「ルーマニアの農業と将来性」https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/jki/j_rep/monthly/201408/pdf/21_monthly_topics_1408a.pdf

²⁴⁸ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Romania」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-ro_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→ルーマニア)	輸入 (ルーマニア→日本)	日本の収支
総額	419	933	▲514
農林水産物	0.1	454	▲454
農林水産物のシェア	0.03	49	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→ルーマニア（単位：万 US ドル%） 輸入：ルーマニア→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
その他の調製食料品	5.1	42.8	製造たばこ	27,120.8	59.7
アルコール飲料	2.2	18.3	製材	7,073.4	15.6
木製装飾品	2.1	17.3	木製建具及び建築用木工品	6,992.9	15.4
発酵酒（ワイン除く）	2.0	16.3	大麦	1,604.4	3.5
魚（生きているもの）	0.4	3.5	小麦	808.6	1.8
総額	12.0	100.0	総額	45,421.5	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、ルーマニア語で Denumirea de origine protejată、地理的表示保護（PGI）は Indicație geografică protejată と呼ぶ。ルーマニアの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 1 件、PGI 6 件、合計 7 件（2020 年 12 月末時点登録済）である。品目別にみると、PDO はチーズの 1 件、PGI は肉製品と水産物が多い。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.2. 肉製品	-	2
Class 1.3. チーズ	1	1
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	-	1
Class 1.7. 水産物	-	2
総数	1	6

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.22.2 GI 監視スキーム

ルーマニアでは、GI に関する政策を所掌する中央機関が 2 つ存在する。農業農村開発省（MADR）が農産物・食品、香味付けワイン、スピリッツを担当し、ワインは別途、MADR 監督下にある公的機関ぶどう・ワイン製品局（ONVPV）が、GI 登録から生産団体の監視や市場監視計画の策定を行う。

中央政府

機関名	住所	連絡先
農業農村開発省 (Ministerului Agriculturii și Dezvoltării Rurale : MADR)	2-4, Blvd. CAROL I, Sector 3 Bucharest	Tel. + 40 0213078532 Fax. + 40 0213078627 Email: roxana.zarma@madr.ro
ぶどう・ワイン製品局 (Oficiului Național al Viei și Produselor Vitivinicole : ONVPV)	49 Lancului Str. Bucharest 2, 021719 R	Tel. +40 0212505097 Fax. +40 0212505098; +40 752100990 Email: office@onvpv.ro Website: www.onvpv.ro

EUIPO (2017)²⁴⁹

欧州委員会は、農産物・食品の GI 監視当局を消費者保護局（ANPC）と公表している。ただし、欧州知的財産庁の報告書によると、GI 市場監視は ANPC および MADR も担当する。

GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
消費者保護局 (Autoritatea națională Pentru protecția Consumatorilor : ANPC)	B-dul Aviatorilor nr. 72, sector 1, Bucharest 011865	Tel. +40/037.213.1951 +40/021.312.1275 Email: office@anpc.ro; biroupresa@anpc.ro Website: http://www.anpc.gov.ro
農業農村開発省 (Ministerului Agriculturii și Dezvoltării Rurale : MADR)	2-4, Blvd. CAROL I, Sector 3 Bucharest	Tel. + 40 0213078532 Fax. + 40 0213078627 Email: roxana.zarma@madr.ro

EUIPO (2017)、欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）²⁵⁰

なお、ワインの市場監視は、MADR 内のワイン検査部（ISCTV）が行う。

²⁴⁹ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

²⁵⁰ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

GI 監視当局（ワイン）

機関名	住所	連絡先
MADR 管理・対模倣・検査局 ぶどう・ワイン技術管理検査部 (Inspekția de Stat pentru Controlul Tehnic Vitivinicol : ISCTV)	24 Blvd., Carol I District 3, Bucharest	Tel. + 40 0213072340 Fax. + 40 0213078618 Email: inspectii.isctv@madr.ro Website: http://www.madr.ro/

EUIPO (2017)

ANPC は、市場の監視活動を通じて、生産者、流通事業者、小売事業者の調査や取り締まりを行う。消費者や消費者団体からのクレームや情報を関係者に伝え、改善を提案したり、違反对策を講じたり、行政措置をとる。刑法違反の場合は、司法当局に報告する。

ルーマニアは、他の EU 加盟国とも EU Food Fraud Network を通じて連携しており、窓口は国立衛生家畜食品安全局 (Autoritatea Națională Sanitară Veterinară și pentru Siguranța Alimentelor : ANSVSA)である²⁵¹。

2.22.3 GI 侵害の事例

ルーマニアでは、他国の GI 製品の侵害に関する事例は見当たらなかったが、自国の GI 登録を巡る問題があった。

ルーマニア「Telemea de Ibănești」対 ギリシャ「telemes」問題

「Telemeaua de Ibănești」は、ルーマニアのグルギルイ渓谷にある自然の牧草地で放牧されている牛の牛乳から作られたチーズである。2013 年に PDO に申請したが、ギリシャはギリシャ語のチーズの一種である「telemes」に非常に類似していると異議を唱え、登録に反対した。

最終的にはグルギルイ渓谷の原材料と伝統的な生産方法が認められ、ルーマニア初の PDO として 2016 年に登録された。

(https://www.economica.net/razboi-cu-grecia-pentru-telemeaua-romaneasca_104930.html

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/mex_16_825)

²⁵¹ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf